

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

当事業者は介護保険の指定を受けています

当事業者はご契約者に対して介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として短期入所介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご説明します。

1. 事業者

医療法人 道志社 徳島県徳島市大原町余慶1-1
理事長 鶴尾 隆光
TEL 088-662-1014

2. 事業所の概要

ショートステイ 大神子 徳島県徳島市大原町大神子 16-2
管理者 高倉 留利子
電話 088-662-1017 FAX 088-662-1187

(1) 開設(サービス開始) 平成24年6月1日

(2) 定員 30名

(3) 第三者評価の実施状況

実施の有無 なし

実施した直近の年月日

実施した評価機関の名称

評価結果の開示状況

(4) その他の詳細事項は運営規程に記載しています。

3. 職員の配置状況

当事業所では、指定基準に定められた職種と人数以上の職員を配置しています。

(職種 — 管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、管理栄養士、調理員)

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活のお世話および機能訓練

(2) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付費の支払限度額を超えるサービス

利用料金は退所時に支払うものとします。

※当事業所が提供するサービスと利用料金は別紙料金表のとおりです。

5. サービス利用にあたっての留意事項

利用者は、短期入所(介護予防短期入所)生活介護サービスの利用に当たって次の点にご留意いただき、適切な利用により当事業所の安全な運営にご協力をお願いします。

(1) 施設内の機器の使用に当たっては、常に適正な使用に努めること。

(2) その他、他の利用者等の迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障を来すような行為は厳に慎むこと。

6. 損害賠償

当事業所は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

7. 事故発生時の対応

万一施設内やサービス提供中に事故が発生した場合には、速やかにご家族及び市町村や居宅介護支援事業所等に連絡をとるとともに、必要な措置を講じます。

8. 非常災害対策

非常災害対策として、年2回以上の防災訓練を実施します。また災害発生時には、マニュアルに従い、関係機関と協力して対応します。

9. 個人情報の使用について

利用者のための短期入所（介護予防短期入所）生活介護計画に沿って円滑なサービスを提供するために、サービス担当者会議、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、利用者等の個人情報を提供することがあります。（個人情報の提供に同意できない場合は事前にお申し出下さい。）

10. 苦情等申立窓口

利用者等が苦情を申し立てることにより、何らかの不利益をもたらすことはありません。

（1）当事業者における苦情等の受付

当事業者における苦情やご相談は以下で受け付けます

- ・ 苦情受付 088-662-1017

ショートステイ 大神子 担当：管理者 高倉 留利子

- ・ 受付期間 月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

（2）行政機関その他の苦情受付機関

徳島市健康福祉部 高齢介護課	所在地 徳島市幸町2丁目5 電 話 088-621-5585
小松島市福祉課	所在地 小松島市横須町1-1 電 話 0885-32-2114
徳島県国民健康保険 団体連合会	所在地 徳島市川内町平石若松78の1 電 話 088-665-7205
徳島県社会福祉協議会	所在地 徳島市中昭和町1丁目2 電 話 088-654-4461
徳島県保健福祉部 長寿いきがい課	所在地 徳島市万代町1丁目 電 話 088-621-2182
	所在地 電 話